

建築物石綿含有建材調査者講習案内

「一戸建て等調査者講習」

岡山労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会岡山県支部

【対象】

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。(施行：令和5年10月1日)

こうしたことから当協会では、「一戸建て等調査者講習」を実施することとなりました。

※一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分。

共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅は含まれない。

【受講資格】

受講記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の経験を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C

備考

- 上記受講資格の②～⑥までに規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。
- 上記受講資格の②～⑤までに規定する「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法(昭和25年法律第202号)第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

【カリキュラム・受講料】

受 講 科 目 (一戸建て等)		受講時間	受 講 料 及 び テ キ ス ト 代 (単 位 : 円)		
1 日 目	オリエンテーション		受 講 料	テ キ ス ト 代	計
	・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	30,000	会 員 0	30,000
	・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間		非会員 3,000	33,000
	・科目3. 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1 時間	修了考査受験料		
	・科目4. 現場調査の実際と留意点	3 時間			
	・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	5,000	会 員	5,000
合 計	7 時間		非会員	5,000	

【定 員】

100名 (現状は新型コロナ感染防止のため使用会場の50%で開催しております。)

【申込の受付】

受付は、開催日の2ヶ月前の月初めから行い、5日前(又は定員に達した時点)に締め切ります。

【申込方法】

1. 受講申込書、実務経験証明書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。

(修了証又は、受講証明書を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受講料及びテキスト代を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

【受講証明書】

1. 講習の講義を修了したことを証する書類「受講証明書」を発行します。

交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

【修了考査】

1. 講義を受講した科目について後日受験できる。
2. 講義修了者が、支部が実施する修了考査実施日より受験日を選択し受験する。
3. 修了考査(再も含む)は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までに再度受験することができます。
4. 修了考査不合格者には、不合格である通知書を交付します。

【修了考査申込方法】

1. 修了考査受験申込書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。

(修了証等を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受験料を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

【修 了 証】

1. 所定の講習時間を全て受講し、修了考査に合格された方に建災防岡山県支部から講習修了証を交付します。

交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

【その他注意事項】

1. 受講者には、受付後受講券を発行いたしますので、講習当日持参してください。
2. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了考査は受講できませんのでご注意ください。
3. 修了考査は、多肢選択式の筆記試験で行いますので、黒のHBの鉛筆と消しゴムを必ず持参してください。
4. 実務経験証明書を書き損じた場合は、二重線にて訂正し、証明した印により訂正印を押してください。
(修正テープ、修正液使用不可)

写真2枚

クリップでとめる
(3.0cm×2.4cm)
撮影後6ヵ月以内
胸から上
脱帽、無背景
※コピー用紙に印刷したものは不可

建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書

開催日： 月 日～ 月 日

会場	
----	--

(受講する種目に 印をつけて下さい)

- 「一般調査者講習」
 「一戸建て等調査者講習」

受付第 号

フリガナ		生年月日	昭和 平成	年	月	日生
氏名		本人連絡先				
住所	(〒 -)					
所属	事業所名	電話				
	所在地	FAX				
			建災防岡山県支部		会員	非会員

該当する受講資格(受講記号)の左枠に○印を付けて下さい。また、添付書類を別紙添付書類貼付用紙に添付して下さい。
※ 受講資格の詳細は講習案内をご確認下さい。

受講記号	必要添付書類	別紙の実務経験証明書の該当欄
(1)	石綿作業主任者技能講習修了証の写し	
(2)	卒業証書写し又は卒業証明書	A (建築に関して2年以上)
(3)	卒業証書写し又は卒業証明書	A (建築に関して3年以上)
(4)	卒業証書写し又は卒業証明書	A (建築に関して4年以上)
(5)	卒業証書写し又は卒業証明書	A (建築に関して7年以上)
(6)		B (建築に関して11年以上)
(7)	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証写し	C (建築物石綿含有建材調査に関して5年以上)
(8)		D (環境行政(石綿の飛散防止に限る。)に関して2年以上)
(9)		D (建築行政に関して2年以上)
(10)		E (案内書(10)を参照)
(11)		D (労働基準監督官として2年以上の職務に従事)
(12)	第一種・第二種作業環境測定士登録証の写し	C (建築物石綿含有建材調査に関して5年以上)

申込日 年 月 日

建設業労働災害防止協会岡山県支部長 殿

申込者 (受講者氏名)	
----------------	--

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

<p>【必須】 旧姓及び通称併記を希望する (右の希望を○で囲む) 有 ・ 無 ※ 有の方は戸籍謄本、旧姓を併記した 住民票、自動車運転免許証等添付</p>

- (注) 1. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了考査は受験できません。
2. 受講料は、欠席した場合返却できません。
3. 記入いただいた氏名、生年月日等は、この講習の事業以外では一切使用いたしません。
4. 記載事項について虚偽が判明した場合は、修了証が無効となる場合があります。
5. 実務経験証明書を書き損じた場合は、二重線にて訂正し、証明した印により訂正印を押す。(修正液、テープ使用不可)

【振込先】 おかやま信用金庫 野田屋町支店 普通預金 No.0133691
建設業労働災害防止協会岡山県支部 (略称不可)

★振り込み手数料は貴社(貴所)においてご負担下さい。

※ 建 災 防 記 入 欄			
入金		振込	現金

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10
TEL (086) 225-4132 FAX (086) 225-5392
ホームページ : <https://www.kensaibou-okayama.jp>

A 実務経験証明欄：受講資格(2)(3)(4)(5)の実務経験証明欄

受講資格に必要な学歴	科卒業
(卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)	
建築に関する実務経験年月	
年 月 ~ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

B 実務経験証明欄：受講資格(6)の実務経験証明欄

建築に関して11年以上の実務経験	
年 月 ~ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

C 実務経験証明欄：受講資格(7)(12)の実務経験証明欄

建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験	
年 月 ~ 年 月 (年 月)	
(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し、又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
事業所名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

D 実務経験証明欄：受講資格(8)(9)(11)の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて2年以上の実務経験年月	
年 月 ~ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。	
行政機関名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

E 実務経験証明欄：受講資格(10)の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。	
行政機関名	
代表者役職・氏名	印
所在地	

